



飯能市保健師活動指針

～市民に、より親しまれ、
頼りにされる保健師を目指して～

飯能市

令和 7 年 3 月

目次

1 飯能市保健師活動指針改定の背景	1
2 活動指針の目的等	1
3 保健師活動の現状と課題	2
(1) 保健師アンケートによる実態と意識	2
(2) 本市行政計画における保健師活動	3
(3) 保健師の配置状況と業務（活動）内容	5
4 飯能市が目指す保健師活動	8
(1) 保健師とは	8
(2) 保健活動における基本的な視点	8
(3) 今後の 10 の方向性と活動方針	9
① 地区診断に基づく P D C A サイクルの実施	9
② 個別課題から地域課題への視点及び活動の展開	10
③ 予防的介入の重視	10
④ 地区活動に立脚した活動の強化	10
⑤ 地区担当制の推進	11
⑥ 地域特性に応じた健康なまちづくりの推進	11
⑦ 部署横断的な保健活動の連携及び協働	11
⑧ 地域包括ケアシステムの構築	12
⑨ 保健活動に関連する各種計画等の策定及び実施	12
⑩ 人材育成	12
(4) 健康危機管理への取組（災害対応と感染症対策等）	13
5 保健師活動の推進体制	14
(1) 地区診断や保有データ活用に基づく PDCA サイクルの実施	14
(2) 人材育成プログラムの活用	14
(3) 各期に応じた教育	15
(4) 統括保健師の育成	16
6 保健師の保健活動及び活動指針の評価・見直し	16

資料編	1 7
（１）保健師配置表	1 8
（２）保健師アンケート	2 0
（３）地域での健康相談会、福祉のなんでも相談会	2 2
（４）策定委員会委員名簿	2 3
（５）策定委員会作業部会員名簿	2 4
（６）関係通知等	2 5
（７）参考文献	2 5

1 飯能市保健師活動指針改定の背景

「飯能市における保健師の保健活動指針」は、平成 26 年 9 月の策定から 10 年が経過しました。

その間、新型コロナウイルス感染症のまん延や大規模災害の頻発化、そして住民の健康ニーズの多様化など、地域保健を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、障害・高齢者福祉や子育て支援、学校教育など保健師の活動業務領域が拡大し、本市においても保健師の配置部署や業務は多様化しています。

そのような中、国では、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とした「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を令和 6 年厚生労働省告示第 161 号により改正しました。

このように保健師活動業務領域が多様化する中において、地域保健活動をはじめとする保健師業務を適切かつ柔軟、そして効果的に推進するとともに、それを担う保健師一人一人がやりがいと成長を実感できる組織環境を構築するため、飯能市における保健師の保健活動指針を改定し、飯能市保健師活動指針（以下「活動指針」という。）を策定するものです。

2 活動指針の目的等

この活動指針は、住民の健康の保持増進及び疾病の予防を図るとともに、地域保健を取り巻く状況が変化しても、あらゆる世代のすべての人々が、その人らしく健康で安心して生活することができるまちづくりの推進、また、災害対応や新興感染症¹等対策に資する部署横断的な体制づくりのために、保健師の保健活動の基本的な視点や活動方針などを含む保健活動のあり方についてまとめたものです。

そして、保健活動の基本的な方向性を示すことにより、各部署に配置された保健師が共通する目標に向かって保健活動に取り組める環境を整え、また、保健師以外の職員や関係者の理解を得ることで、関係部署・機関や住民組織等との連携や協働を促進するものとします。

なお、活動指針は、厚生労働省健康局長通知「地域における保健師の保健活動について」（平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号。以下「局長通知」とい

¹新興感染症

WHOによると、新興感染症とは「かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症」とされている。

う。)を踏まえたものであり、第5次飯能市総合振興計画をはじめその他本市の計画とも整合性を図るものとします。さらに、活動指針は、より質の高い健康や幸福を追求するウェルビーイング²の向上と軸を一にし、「すべての人に健康と福祉を」という持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与するものとします。

3 保健師活動の現状と課題

（1）保健師アンケートによる実態と意識

活動指針の改定に当たり、本市の保健師全員に対して、アンケート調査を実施しました。アンケート結果に基づいて意見交換を実施したところ、保健師を取り巻く環境や専門職としての役割・業務において、以下のような課題を抱えていることが明らかとなりました。【資料編(2)参照】

- ・ 急速な少子高齢化や世帯構成の変化、女性の社会進出等に伴い、住民の健康課題が多様化・複雑化しているため、それに応じた保健師活動を実施する必要がある。
- ・ 年々、各部署の事業や事務的業務が増え、業務領域や責任領域が拡大している状況があり、保健師活動を推進していくため、業務整理を行う必要がある。
- ・ 効果的な保健活動を実施するためには、地区診断による健康課題の把握や保有データの分析を行い、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすることが必要である。
- ・ 個別課題から地域課題へ視点を広げ地域特性に応じた活動を展開していく必要がある。
- ・ きめ細やかな支援の充実に向けて、関係機関とのネットワークの強化に取り組むとともに、地域共生社会を目指し、包括的な支援体制整備に努める必要がある。
- ・ 近年、日本各地で大規模災害が発生しており、本市においても、令和元年の台風19号で、住宅浸水や土砂崩れが市内各所で発生し、23か所の避難所を開設した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応をせまられた。このように、これまで経験したことがない事態に直面したた

²ウェルビーイング（well-being）

世界保健機関（WHO）「健康の定義」において、“病気でない、弱っていないということではなく、肉体的・精神的・社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）にあること”として広まった概念

め、平時から健康危機に備えた計画的な体制構築が必要である。

- ・ 必要とされるそれぞれの部署に配置されても、保健師として能力が発揮できるよう、人材育成の仕組みを構築する必要がある。

以上のような保健師の実態や意識を踏まえ、①業務（責任）領域の拡大への対応、②地域保健対策への対応、③感染症・災害対策における部署横断的な体制づくり、④保健師の人材育成及び活用の４点を、保健師活動の課題として抽出・分類しました。

（２）本市行政計画における保健師活動

本市の保健師が取り組む分野の活動は、保健・福祉・介護・子育て・教育等多岐に渡り、第５次飯能市総合振興計画をはじめ各分野別計画に位置付けられています。【表１参照】保健師業務は行政計画上多岐に渡り、それぞれの法制度の理解や支援を必要とする人々の状況、特性などへの理解、高度な援助技術が求められます。また、大規模災害発生時や新興感染症まん延時などは、国や県、他の自治体などとの広域連絡調整も求められます。

【表 1 保健・福祉関連分野別計画】

分野		主な分野別計画
全庁		○ 第 5 次飯能市総合振興計画 計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度 ○ 飯能市地域防災計画
福祉部		○ 第 4 次はんのうふくしの森プラン（第 4 次飯能市地域福祉計画・第 5 次飯能市地域福祉活動計画） 計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度
	障害福祉課	○ 第 5 次飯能市障害者計画 計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度
		○ 第 7 期飯能市障害福祉計画 計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度
		○ 第 3 期飯能市障害児福祉計画 計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度
	介護福祉課	○ 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画 第 9 期計画（飯能市認知症施策推進計画） 計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度 ○ 飯能市成年後見制度利用促進基本計画 計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度
こども支援部		○ 飯能市こども計画 計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度
	こども支援課	
健康推進部	保健センター	○ 第 3 次飯能市健康のまちづくり計画（第 4 次飯能市健康増進計画・第 3 次飯能市食育推進計画） 計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度
		○ 第 2 次飯能市自殺対策計画 計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度
		○ 第 3 期飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画 計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度
教育部		○ 第 2 次飯能市教育大綱・第 3 期飯能市教育振興基本計画 計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度
	学校教育課	

(3) 保健師の配置状況と業務（活動）内容

①配置状況

本市の保健師は、保健・福祉の領域を中心に、21 名が4部7課に配置されています。【表2参照】現在配置されている部署以外の職場を経験していない保健師も多い状況にあります。行政課題を踏まえた保健師の計画的な採用、新任期保健師への業務の進め方や必要とする知識やスキルの習得、適切なジョブローテーションを踏まえる中で、「新任期」、「中堅期」、「管理期」、などキャリアに応じた人材育成が重要となります。

②業務（活動）内容

地域保健活動の中心を担う保健センターでは、こども家庭センター、母子保健、成人保健（健康増進・生活習慣病予防対策、特定保健指導）、精神保健、自殺対策など多岐に渡る業務について、「地区担当制」による担当保健師が包括的に支援しているほか、予防接種事業、生活習慣病対策事業、結核予防事業、救急医療・地域医療、災害時における医療救護に関する事業などを所管しています。そのほかに、障害児（者）支援、高齢者支援（介護予防や認知症施策）、こどもや子育て当事者支援、公立保育所における健康・発達支援、訪問看護事業、公立小中学校の児童生徒や教職員の健康に関する業務など、多岐にわたる健康・保健に関する業務に携わっています。

そのようなことから、保健師としての専門的な知識やスキルの向上はもとより、各業務に関する知識・能力の向上のほか、各分野保健師間の連携協力体制の構築などが必要となります。

【表 2 保健師配置状況と業務（活動）内容（令和 7 年 3 月現在）】

所属			主な職務内容	保健師が関連している主な業務	配置人数				勤務場所
					合計	再掲			
						管 理 期	中 堅 期	新 任 期	
福祉部	障害福祉課	基幹相談支援センター	障害児（者）等支援に関すること	基幹相談支援センター業務、障害者虐待の防止に関する業務、障害児・医療的ケア児・難病児者の支援体制の構築に関する業務、自立支援医療に関する業務、つばみ園に関する業務	1	1			本庁舎
		介護予防推進担当	介護保険法に基づく地域支援事業に関すること	介護予防・生活支援サービス事業に関する業務、一般介護予防事業に関する業務、認知症総合支援事業に関する業務、地域ケア会議推進事業に関する業務、地域包括ケア担当の一部に関する業務、認定給付担当の一部に関する業務	2	1	1		
		介護福祉課	基幹型地域包括支援センター（社会福祉協議会に派遣）	市内地域包括支援センターの総合調整と後方支援に関すること	在宅医療・介護の連携推進のための業務 認知症初期集中支援事業に関する業務 認知症地域支援推進員業務 地域包括支援センターの後方支援業務 介護予防・生活支援サービスに関する業務	1	1		
こども支援部	こども支援課	相談支援担当	こどもや子育て当事者への支援と児童虐待に関すること	こどもや子育て当事者への相談支援業務 児童虐待対応業務 里親支援業務	2	1	1		本庁舎
		保育課	山手保育所	公立保育所における保健に関すること	児童の健康・発育発達に関する業務、医療的ケア児の受入れに関する業務、保護者に関する業務、児童に向けた保健指導に関する業務、職員向けの研修会に関する業務	1		1	

健康推進部	保健センター	予防・がん検診担当	予防接種法、感染症法、健康増進法、がん対策基本法に基づく事業	予防接種に関する業務、生活習慣病対策事業に関する業務、結核予防事業・救急医療・地域医療に関する業務、熱中症対策に関する業務、災害時における医療救護に関する業務	2	1	1		
		保健推進担当	母子保健法、健康増進法、精神保健及び精神障害福祉法に関する法律に基づく事業	こども家庭センターに関する業務、母子保健に関する業務、成人保健（健康増進・生活習慣病予防対策、特定保健指導）に関する業務、精神保健に関する業務、自殺対策に関する業務	10	3	2	5	保健センター
	医療管理課	訪問看護・介護支援担当	訪問看護業務に関すること	訪問看護ステーションの運営に関する業務 診療報酬・介護報酬に関する業務 訪問看護（医療保険・介護保険）サービスの提供	1	1			訪問看護ステーション
教育部	学校教育課	学校政策・学務担当	公立小・中学校の児童生徒および教職員 の健康に関すること	未就学児に関する業務（就学時健康診断、就学支援） 児童生徒に関する業務（定期健康診断、就学支援） 教職員に関する業務（定期健康診断、ストレスチェック） 学校感染症に関する業務、学校環境衛生検査業務、教職員向け研修に関する業務	1			1	本庁舎別館
合計					21	9	6	6	

※保健センター保健推進担当保健師のうち2名、介護福祉課介護予防推進担当保健師のうち1名が、保険年金課（国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る特定保健指導業務）を兼務

4 飯能市が目指す保健師活動

飯能市の保健師は、「市民に、より親しまれ、頼りにされる保健師」を目指し保健師活動に取り組めます。

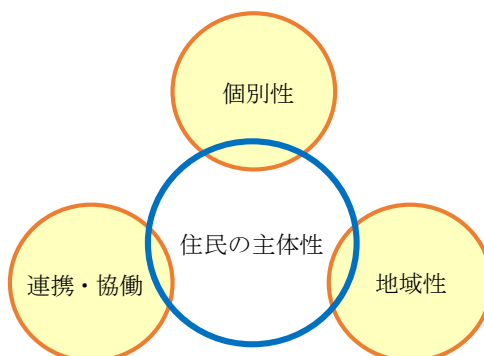
(1) 保健師とは

保健師とは、保健師助産師看護師法に基づき、「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者」と定義されています。行政機関に所属する保健師は、地域保健対策の主要な担い手として、地域の健康課題に応じた活動を通じて、個人及び地域全体の健康の保持増進並びに疾病の予防を図る役割を担っています。

(2) 保健活動における基本的な視点

本市の保健師は、活動指針の目的に基づき基本的な視点を定め、保健師の保健活動が最大限に発揮できるように努めていきます。

基本的な視点



まず、保健師の保健活動の基本的な視点の中心に「住民の主体性の視点」をおきます。「住民の主体性の視点」とは、住民が自らの、そして地域の健康課題を解決するために活動する主体性を尊重し支援する視点です。

そして、「住民の主体性の視点」に加え、以下の3つの視点を定め、それぞれの視点を連動して活動します。

①個別性の視点

住民の多様化する価値観の中で、健康生活の維持・発展は住民の共通の願いでもあります。

保健活動においても住民の多様化するニーズに対応し「個別性の視点」を大切に活動していきます。

②地域性の視点

現代社会の希薄になった地域のつながりを再認識し、「地域性の視点」を保健活動に有効に生かしていくことが求められています。したがって、山間地域や市街地、新興住宅地域³など地域特性をもつ本市においても、各地域単位の特性や課題を意識する「地域性の視点」を重視します。

③連携・協働の視点

住民の健康な生活を維持・発展させるためには、現在保健師が配置されている部署のみならず、庁内各部、関係機関等との「連携・協働」を常に意識することが重要です。また、地域の健康課題を解決するためには、住民や地域の関係団体との「連携・協働」の視点も大切です。

特に、健康危機管理⁴時に有効な活動を行うためには平時における連携と協働が不可欠です。平時においてできる限り他部署（関係機関）、住民や地域の関係団体との「連携・協働」を心掛け、いわゆる「顔がみえる関係」を構築していきます。

（３）今後の 10 の方向性と活動方針

本市の現状と課題、局長通知などを踏まえ、今後の 10 の方向性と活動方針を以下のとおり位置付けます。

①地区診断に基づく PDCA サイクルの実施

保健師は、地区活動、保健サービス等の提供とともに、調査研究、統計情報等に基づき、住民の健康状態や生活環境の実態を把握し、健康問題を構成する要素を分析して、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすること（以下「地区診断」という。）により、その健康課題の優先度を判断し、PDCA サイクル【Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)】に基づき地域保健関連施策の展開及びその評価を行います。

³新興住宅地域

それまで宅地として利用されていなかった土地（畑や山）を開発し、新たに住宅地とした場所のこと。飯能市では、美杉台地区や永田台地区のように、都内等に通勤・通学する方が多く住む地域のこと。

⁴健康危機管理

平成 13 年に定められた「厚生労働省健康危機管理基本指針」によれば、健康危機管理とは、「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。」とされている。

②個別課題から地域課題への視点及び活動の展開

保健師は、個別課題への支援にとどまらず地域全体を観察し、個別課題から地域における健康リスクを特定し、地域課題に焦点を当てた活動を展開していく必要があります。

また、これまでも、地区組織や高齢者の介護予防サークルなど、それぞれの地域特性に応じた自主的組織活動を通じて住民の主体的な行動を促進し、持続するよう支援してきました。近年では、社会福祉協議会のCSW⁵、地域包括支援センター、すこやか福祉相談センターなどと地域のニーズに合わせた健康教育や健康相談会を実施するなど、様々な仕組みづくりにも取り組んでいます。【資料編（3）参照】

今後も地域の強みを生かした健康課題の解決に向けて、住民や組織同士をつなぎ、自助及び共助など住民の主体的な行動を促進し、持続するよう支援していきます。

③予防的介入の重視

保健師は、あらゆる年代の住民を対象に疾病の発症予防や早期発見、重症化予防を徹底することで、要医療や要介護状態になることを防止します。

また、障害者・高齢者・児童等の虐待リスクを予見・早期発見し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や職種が連携し支援することで、虐待の未然防止を図ります。

さらに孤独・孤立対策として、予防的介入の視点を持ちつつ、早期介入、支援を行います。

④地区活動に立脚した活動の強化

保健師は、住民が健康で質の高い生活を送ることを支援するために、積極的に地域に出向き、地区活動等をとおして、住民の生活の実態や健康問題の背景にある要因を把握する必要があります。本市は、面積が広く、山間部が多いこともあり、従来から地域に出向いた保健師活動を展開してきました。

近年は、障害・高齢・児童、各分野における専門機関の多職種による相談、訪問活動も充実してきている中、保健師は、あらゆるライフステージにおける健康相談、健康教育のための家庭訪問や地区活動を行うこととなり

⁵CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

地域で困っている人を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせた
り、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う者。

ます。そうした特性も踏まえ、地区活動を通じたソーシャルキャピタル⁶の醸成、住民の自助・互助の支援、関係機関の連携支援などを推進します。

⑤地区担当制の推進

地域での保健活動を担う保健師は、「はんのうふくしの森プラン」のふくしの森圏域を基本とし、人口の分布によって担当地区を決め、分野横断的に保健活動を行う地区担当制のもと、個人、世帯及び地域全体の健康課題を把握し、健康課題に対して包括的にかかわり、地域の実情に応じた支援をコーディネートするなど、担当する地区に責任を持った保健活動を推進します。

また、そうした取り組みを通じて、住民との顔の見える関係や信頼関係の構築、さらには、住民から保健師へ個人や地域の健康課題に関する相談、保健師から住民への地区活動や地域活動に関する相談などが容易にできる関係性の構築を目指します。

⑥地域特性に応じた健康なまちづくりの推進

保健師は、ライフスタイルを通じた健康づくりを支援するため、ソーシャルキャピタルを醸成し、学校や企業などの関係機関とも連携を図りつつ、社会環境の改善を図るなどの地域づくりへの取り組みが重要となります。

地域においては、少子高齢化や核家族化の進展、地域関係の希薄化、子育て環境やライフスタイルの多様化など、社会環境に大きな変化が見られる中、本市では、母子愛育会や食生活改善推進員協議会などの地区組織、健康づくりや高齢者の介護予防サークルなどの自主組織を支援し、住民間、組織間のネットワークづくりを育んできました。

また、企業や団体、学校などに「健康づくり宣言」を促進することで、主体的に健康づくりを促進してきました。今後もヘルスプロモーション⁷の考えのもと、住民の主体性を尊重し、住民と共に地域の健康課題に取り組むとともに、企業や団体、学校などの健康的な生活習慣の定着にも力を入れ、誰もが健康に暮らせるまちづくりを推進していきます。

⑦部署横断的な保健活動の連携及び協働

保健師は、対象者の生涯にわたる健康課題に目を向けて、特に地区担当保

⁶ソーシャルキャピタル

人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。

⁷ヘルスプロモーション

人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス。

保健師は、地域の健康課題を総合的に把握・分析し、市における健康課題の優先度も踏まえ、他の部署の保健師とも連携・協力しながら、総合的に解決を図ることが求められます。また、その際には、住民や地域の団体の主体的な活動を促進しつつも連携・協働することが重要となります。

また、局長通知では、保健師活動の調整や横断的に各部署との連携を図る役割を担う保健師を保健衛生部門等に配置するよう努めることが示されています。

保健センターを中心に、各部署に配置されている保健師間の連携・協力、保健所や庁内各部署との連携・協力、住民や団体等と連携・協力を図るほか、保健師活動の調整や横断的に各部署との連携を図る役割を担う保健師の配置について検討します。

⑧地域包括ケアシステムの構築

保健師は、健康課題を有する住民がその地域で生活を継続できるように保健・医療・福祉・介護等の各種サービスの総合的な調整連携を行います。

本市では、地域包括支援センター、すこやか福祉相談センター、社会福祉協議会CSWの連携協力による、内容や属性にとらわれないアウトリーチによる相談会を開催するなど、住み慣れた家庭や地域での継続した暮らしを支援しています。【資料編（3）参照】

引き続き、保健師の専門性を発揮し、包括的な視点で、その人らしく地域で生き生きと生活できる地域づくりに、住民や関係機関等との協働により取り組むとともに、地域で不足しているサービスの開発を行うなど、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

⑨保健活動に関連する各種計画等の策定及び実施

保健師は、住民の参画及び関係機関等との連携のもとに、地域の健康課題を反映した保健・医療・福祉に関する計画に深く参画し、当該計画に基づいた保健福祉事業等を実施するとともに、進行管理及び評価を行います。

また、関連する行政計画についても、保健・医療・福祉等の視点を持ち参画し、地区診断に基づく地域の特性などを計画づくりに生かすとともに、計画の推進に積極的に参画します。

⑩人材育成

住民の健康を守るための保健施策を推進する保健師は、専門職として常に実践能力の向上に取り組むことが求められます。また、保健・医療・福祉

等の関連施策が分野横断的に取り組まれていることから、分野間の連携調整をはじめとした様々な能力の形成が必要となります。

そのため、各保健師がそれぞれ主体的に自己啓発に努め最新の保健、医療、福祉、介護等に関する知識及び技術を習得するほか、連携、調整や行政運営に関する能力などに資する研修などを通し、人材を育成していきます。

（４）健康危機管理への取組（災害対応と感染症対策等）

飯能市地域防災計画では、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するために、「自助・共助・公助」が重要とされており、それを実現するために行政、市民、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災に取り組むことが明確に位置付けられています。

一方、大規模な自然災害や大流行が危惧される新興感染症などの健康危機が発生した際の保健師の役割は、フェーズごとに変化、多様化し、医療救護から住民の健康管理、そして生活支援と移行します。また、直接的支援のみならず、保健所、医師会ほか関係機関・団体等との協働のための調整役なども担うこととなります。

そのようなことから、災害や新興感染症などの健康危機発生時の円滑な保健活動推進に向けて、住民や地域の関係団体との関係性の構築、地域社会におけるソーシャルキャピタルの醸成のほか、関係機関等との情報共有など、平時から様々な対策を講じることとします。

また、健康危機発生に備え、「飯能市医療救護活動マニュアル」に基づく訓練の実施や「災害時の保健活動推進マニュアル」（日本公衆衛生協会／全国保健師長会発行）などを参考にした見直しを行うほか、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定などに参画します。

5 保健師活動の推進体制

「局長通知」では、保健活動の体制整備、保健師の人材確保、人材配置、人材育成の構築が、保健師活動を推進するために重要であると定められています。それを踏まえ、本市では、以下の点に留意し、取組を推進します。

（１）地区診断や保有データ活用に基づく PDCA サイクルの実施

保健師は、地区診断により、地域の健康課題に優先順位をつけ、PDCA サイクルに基づく事業の展開及び評価を実施します。

- ・ 各種統計データや調査結果等を部署横断的に収集・分析を行う。
- ・ 収集・分析した結果は、どの部署においても活用できるよう共有化に努め、地区診断を通して把握した健康課題等の優先度を判断していく。
- ・ 複合・複雑化する健康課題等に効果的に対応するため部署横断的に協働できる体制を整備するほか、データ等の分析に基づく課題の精査および活動計画を具体化する。
- ・ 市の各関連計画との整合性を図りながら、保健事業等の見直しを行っていく必要があるため、新規事業の企画や立案を行うに当たっては、評価可能な目標や指標を関係者と協議し設定していく。

（２）人材育成プログラムの活用

本市では、平成 11 年度から保健師を必要とされるそれぞれの部署に配置しており、それぞれの分野で専門性を発揮しています。しかし単独配置となる保健師もあり、どの分野に配置されても、保健師として能力を発揮できるよう人材育成を推進していく必要があります。保健師の各期において求められる能力が整理・階層化されたキャリアラダー⁸として示してある「保健師人材育成プログラム」（埼玉県・さいたま市作成）を活用し、現任教育を体系的に実施していきます。

また、本市独自のキャリアラダーやキャリアパスを作成・提示し、段階的な研修計画やジョブローテーション等人材育成の仕組みを検討することはもちろん、新任期の保健師や単独配置となる保健師の精神的支援もできるような

⁸キャリアラダー

それぞれの職務内容や必要なスキルを明確にし、下位職から上位職へ、はしごを昇るようにキャリア向上の道筋とそのための能力の開発の機会を提供する仕組み。

体制づくりに取り組みます。

（３）各期に応じた教育

１）新任期（採用後１～５年）の教育

近年、保健師の教育課程や年齢、看護師等の職務経験等、多様な背景や経験を有する保健師が増えており、個々の保健師の能力に応じた成長のプロセスを踏むことが重要です。そのためキャリアラダーの活用や面談の実施とともに、上司や先輩保健師と相談しながら、保健師の能力の獲得状況を評価する必要があります。本市では、新規採用職員の配置は、保健活動の基本を身につける期間とし可能な限り保健部門への配置とします。また、１年間は新人教育担当（単独配置の保健師は、統括保健師⁹又は統括的な役割を担う保健師）が、保健師としての専門的側面のサポートに努めます。

２）中堅期（前期：採用後６～１０年、後期：１１年目～）の教育

<中堅前期>

新任期の達成目標を確認し、事業計画や評価等、さらに幅を広げて能力を身につけていきます。同時に、新任期保健師の教育を担う役割を務めます。

<中堅後期>

組織の中での施策立案や現任教育を担います。将来、リーダー的立場になるための、広い視野と柔軟な思考を持ち、住民や地域とともに歩むことの大切さを再認識できる保健師を目指します。

３）管理期（主査級、管理職）の教育

<管理期（主査級）>

事業評価や各種計画策定への参画のほか、市のお他職種や関係機関・団体との調整を行い、連携体制を構築することに努めます。また、管理的役職にある保健師の補佐としての役割を果たすよう努めます。

<管理期（管理職）>

保健師のリーダーとしての役割が求められるとともに、行政の管理職でもあります。統括的な役割を担い、総合的な助言指導を行うとともに、国や県、市の全体の方向性を踏まえ、部署横断的に連絡、調整、支援をするよう努めます。

⁹統括保健師

自治体において様々な部所に配置されている保健師を専門的側面から組織横断的に調整・支援し、地域全体の健康水準の向上を図ることのできる環境・体制を整える保健師。

す。

また、保健師の人材育成、人材確保に努めます。

（４）統括保健師の育成

保健師が実施すべき業務を部署横断的に推進するとともに、人材育成や技術面での指導及び支援を行うため、統括的立場にある「統括保健師」の必要性・重要性が高まっています。本市においても、統括保健師の配置にむけ、人材育成、組織体制を構築します。

６ 保健師の保健活動及び活動指針の評価・見直し

担当業務における事業評価や施策評価を通じて、保健活動の効果を検証していきます。さらに、活動指針に基づく活動の取組状況を評価・検証できるよう、年度ごとに全保健師が集まり、グループワーク等を通して、活動のあり方や方法を見直していきます。

また、統括的な役割を担う保健師が中心となり関連計画との調和や整合性を保つために、状況に合わせ５年を目安に活動指針の見直しを実施していきます。

資料編

(1) 保健師配置表

年度	配置人数	職員課	自治振興課	地域福祉課	生活福祉課	障害福祉課	介護福祉課	こども支援課	保育課	保険年金課	医療管理課	保健センター	学校教育課	市の動向	国の動向
昭和36年度	1									1				・保健衛生課国民健康保険係配属	
昭和39年度	3									3					
昭和41年度	2									2					
昭和53年度	2											2		・衛生課予防衛生係に配属	
昭和54年度	2											2		・環境課予防衛生係に配属	
昭和56年度	3											3		・保健センター設置 ・母子保健・健康づくりと老人保健活動展開	
昭和57年度	3											3			
昭和61年度	2											2			
昭和62年度	3											3			・老人保健法施行
平成元年度	5											5		・基本健康診査導入	
平成 2年度	5											5		・保健センター保健指導係に配属	
平成 7年度	6											6			
平成 9年度	7											7			・母子保健法改正 ・地域保健法施行
平成10年度	8											8			
平成11年度	10						1					9		・介護保険準備	
平成12年度	10						1					9		・高齢者福祉課から介護福祉課に配置転換	・介護保険法制定
平成13年度	10						1					9			
平成14年度	10						1					9			・保健師助産師看護師法改正 ・精神保健福祉法改正
平成15年度	11				1		1					9		・当時の社会福祉課に配属され、生活保護の業務を担う	・健康増進法施行
平成16年度	13				1		1					11		・平成17年1月名栗村合併 ・保健センターから2人名栗分室に配属	
平成17年度	13						2					11		・基幹型在宅介護支援センター直営⇒平成18年度廃止	・介護保険法改正
平成18年度	13						2					11		・介護保険法地域支援事業開始 直営地域包括支援センター開設 ・未熟児訪問開始	・自殺対策基本法施行 ・障害者自立支援法施行
平成19年度	13						2					11		・新生児の全戸訪問開始	・児童虐待防止法施行 ・がん対策基本法施行
平成20年度	14						4					10		・直営地域包括支援センターは廃止し、2か所の法人委託により地域包括支援センター開設 ・基本健診は特定健診に移行 ・保険年金課との併任辞令により特定保健指導を実施	・健康増進法改正 ・高齢者医療確保法施行 ・感染症法改正 ・後期高齢者医療制度創設
平成21年度	15						4					11		・がん検診無料クーポンの交付開始	
平成22年度	14						3					11			
平成23年度	15						4					11			・東日本大震災発生 ・介護保険法改正

平成24年度	15						4					11		・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」改正 ・がん対策推進計画 ・健康日本21（第二次） ・自殺総合対策大綱
平成25年度	14						4					10	・子育て総合センター設置	・「地域における保健師の保健活動に関する指針」（健康局長通知） ・母子保健法改正 ・新型インフルエンザ対策特別措置法施行
平成26年度	14					1	4					9	・「飯能市における保健師の保健活動指針」作成	・改正精神保健福祉法施行 ・アルコール健康障害対策基本法施行
平成27年度	14				1		4					9	・社会福祉協議会に基幹型地域包括支援センターを委託	・介護保険法改正 ・子ども・子育て支援法施行
平成28年度	14				1		4	1				8		・母子保健法改正
平成29年度	13		1	1			3					8	・子育て世代包括支援センター設置	
平成30年度	14		1				3					10		・台風19号災害 ・改正健康増進法改正
平成31年/令和元年度	19	1	1				3		1		1	12		
令和2年度	21	1	2				3	1	1		1	12		・新型コロナウイルス感染症が流行 ・健康増進法改正
令和3年度	19		1				3	1	1		1	12		・母子保健法一部改正
令和4年度	20		1			1	3	1	1		1	12	・新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ⇒令和6年3月廃止	
令和5年度	21					2	3	1	1		1	12	1	・こども家庭庁発足
令和6年度	21					1	3	2	1		1	12	1	・こども家庭センター設置

* 資料が残っている昭和36年度から掲載する。

* 会計年度任用職員は除く。再任用含む。

* 配置数は4月1日を基準とした。（資料提供：職員課）

* 部署名は令和6年4月1日現在とした。

(2) 保健師アンケート

「飯能市における保健師の保健活動指針」改正に向けての事前アンケート

このアンケートは、保健師活動指針がどのように生かされているのか、皆さんからご意見を伺いたく調査するものです。ぜひ率直なご意見を聞かせてください。

①所属先を教えてください。

回答

②経験年数を教えてください。

☐ 1 年～4 年 ☐ 5 年～9 年 ☐ 1 0 年～1 4 年 ☐ 1 5 年～1 9 年

☐ 20年～24年 ☐ 25年～29年 ☐ 30年以上

③「飯能市における保健師の保健活動指針」が策定されていることを知っていましたか？

☐知っていた ☐知らなかった

→ (知っていたと答えた方)

(1) いつ知りましたか？

☐入庁前（自らホームページ等で知っていた）☐ 入庁後すぐのオリエンテーション等☐ 入庁後しばらく経ってから教えてもらった☐ その他 (

(2) 保健活動指針を活用（意識）して、保健活動をしていますか？

☐いつもしている ☐時々している ☐したことがない

④保健師の役割と課題についてそれぞれ教えてください。難しく考えず、ありのままのご意見をお書きください

【役割】

【課題】

⑤（業務上担当の地域（地区）をもっている方のみお答えください）業務の中で感じる地域の課題について教えてください。

⑥あなたの理想とする保健師像を教えてください。

⑦今後どのような保健師活動がしたいか教えてください。

⑧本指針の「具体的方針１０項目」（１３ページ～１７ページ）について、現在の保健師活動と一致しない点や新しく追加が必要な点等、見直しが必要な箇所について教えてください。

(3) 地域での健康相談会、福祉のなんでも相談会

ぷらっと 🌸 行ってんべえ 🌸
～福祉のなんでも相談会～

下記のような相談はもちろん、どんな相談でも大丈夫！



- ・子どもの発達発達心配
- ・子育てのことを相談したい
- ・人づきあいが苦手、人に会うのが怖い
- ・家から出られず苦しんでいる
- ・お金がなくて困っている
- ・福祉サービスについて知りたい
- ・家族のことで相談したい

- ・飯能市保健センター（保健師）
 - ・すこやか福祉相談センターはちまん町
 - ・地域包括支援センターはちまん町
 - ・社協（コミュニティソーシャルワーカー）
- がどんな相談もお受けします。

☆各機関の詳細は裏面をご覧ください。

- ・介護保険について知りたい
- ・物忘れが気になるようになってきた
- ・身体のこと、健康について相談したい
- ・近所に知り合いが少ない、仲間づくりの機会がほしい
- ・ボランティア活動をしたい、してほしい など



当日は各種測定（血管年齢、血圧、体組成チェック）も行います。

ぜひお気軽にお越しください♪

開催予定	吾野地区 (吾野地区行政センター)	東吾野地区 (東吾野地区行政センター)
令和6年 6月	7日(金) 午後1時30分から3時まで	17日 午後1時
10月	10日(木) 午後1時30分から3時まで	24日 午後1時
令和7年 2月	7日(金) 午後1時30分から3時まで	14日 午後1時
お問合せ	ふくしの森ステーションあがの ☎070-7792-2433	ふくしの森ステーションあがの ☎070-7792-2433

※開催予定は変更になる場合もあります。直近の開催日程は各地区行政センターだよりと同時配布する「ふくしの森」をご覧ください。お電話等によりお問い合わせください。

第二区 まちの保健室 **無料！**

【日時】原則、第3金曜日
10:00 ～ 11:30

【会場】第二区地区行政センター
永田自治会館、永田台自治会館

※月により会場が変わりますので、裏面の予定表をご確認ください。

「まちの保健室」は、地域(第二区)にお住まいのみなさんが、健康のこと、暮らしのこと、ご家族のことなど、誰かにちょっと話を聞いてほしいことを「ふらっと」たちよってお話することができる場です。どなたでもお気軽におこしください。お待ちしております。

井天橋 [小瀬戸～小岩井]

談話室
保健や福祉の専門資格をもった職員がいます。雑談でもOK！もちろん秘密もお守りいたします。

- ◇ 健康のこと
- ◇ 困りごと
- ◇ ご家族のこと
- ◇ お子さんのこと

げんき度チェック
ご希望により、気軽にみなさんのげんき度を測定できます！

- ☑ 血管年齢
- ☑ 体脂肪率・筋肉量など (体組成計による測定)
- ☑ 血圧
- ☑ 片足バランス
- ☑ 握力
- ☑ 乳児身長体重測定

【主催】第二区まちの保健室実行委員会
(飯能市保健センター/地域包括支援センターいなり町/すこやか福祉相談センターいなり町/飯能市社会福祉協議会)

【協力】飯能市自治会連合会第二支部/飯能第二地区民生委員児童委員協議会/第二区地区行政センター

【お問い合わせ】
飯能市社会福祉協議会 090-3553-7456
飯能市保健センター 974-3488
地域包括支援センターいなり町 980-5043
すこやか福祉相談センターいなり町 980-7038

(4) 策定委員会委員名簿

役 名	所 属	職 名	氏 名	備 考
委員	福祉部	部長	五十川 美也子	副委員長
	こども支援部	部長	内沼 和彦	
	健康推進部	部長	関根 浩司	委員長
	教育部	部長	吉田 昌弘	
	企画課	課長	利根川 忠宏	
	職員課	課長	吉田 智也	
	障害福祉課	課長	浅見 礼子	
	介護福祉課	課長	堀川 和義	
	こども支援課	課長	須田 あゆみ	
	保育課	参事兼課長	佐野 敬子	
	医療管理課	課長	横川 尚子	
	学校教育課	参事兼課長	福島 真実	
オブザーバー	埼玉医科大学	非常勤講師	本橋 千恵美	
	埼玉県狭山保健所	副所長	田島 貴子	

(5) 策定委員会作業部会員名簿

役 名	所 属	職 名	氏 名
委員	障害福祉課	主査 (保健師)	泉田 みどり
	介護福祉課	主査 (保健師)	星井 華子
	介護福祉課	主査 (保健師)	横手 広美
	こども支援課	主幹 (保健師)	神立 浩美
	保育課	保健師	中原 聡子
	医療管理課	主査 (保健師)	平沼 千恵美
	保健センター	主査 (保健師)	小檜山 賢一
	保健センター	主査 (保健師)	内山 理恵
	保健センター	主査 (保健師)	川村 裕美子
	保健センター	主査 (保健師)	小竹 麻美
	学校教育課	保健師	愛宕 小枝
オブザーバー	埼玉医科大学	非常勤講師	本橋 千恵美
	埼玉県狭山保健所	副所長	田島 貴子

(6) 関係通知等

- ・「地域における保健師の保健活動について」（平成 25 年健発 0419 第 1 号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb9310&dataType=1&pageNo=1
- ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 347 号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78303300&dataType=0&pageNo=1
- ・第 5 次飯能市総合振興計画
<https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakusomubu/kikakuka/105.html>

(7) 参考文献

- ・保健師活動指針 活用ガイド（公益社団法人日本看護協会）
- ・自治体版保健師活動指針策定の手引き（全国保健師長会）